

令和 7 年度福岡県外国人留学生奨学金等支援事業実施要領

この要領は、福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱に定めるほか、令和 7 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

この補助金は、福岡県内に所在し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上の介護事業を行う事業所（以下「事業者」という。）が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する経費の 3 分の 1 を補助する。

（1）補助対象経費及び上限額（交付要綱第 4 条別表参照）

介護福祉士資格取得を目指す外国人留学生に係る以下ア～オの経費。

- ア 日本語学校又は介護福祉士養成施設の学費
年額 60 万円を上限とする。
- イ 介護福祉士養成施設の入学準備金
20 万円を上限とし、1 回限りとする。
- ウ 介護福祉士養成施設の就職準備金
20 万円を上限とし、1 回限りとする。
- エ 介護福祉士養成施設の国家試験受験対策費用
一年度あたり 4 万円を上限とする。
- オ 日本語学校又は介護福祉士養成施設在学中の居住費などの生活費（※ 1）
年額 36 万円を上限とする。（※ 2）

※ 1 …民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費・通学のための交通費等日常生活上で継続的に発生する経費とする（学費・国家試験受験対策費用を除く）。

※ 2 …受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下のとおり基準額の加算を行う。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額 50,000 円以内の加算
（過去に初期費用の加算を受けている場合不可）

（2）他の制度との併給

外国人留学生が、介護福祉士修学資金貸付事業等、国や県その他公的団体が実施する類似の他制度による貸付等の支援を受けている場合は対象としない。

但し、本事業と他制度が重複しない場合は対象とする。

＜重複しない場合の例＞

【例 1】日本語学校修学分について本事業を活用し、日本語学校を卒業後、介護福祉士養

成施設修学分に他制度を活用する場合

【例２】介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する場合

（３）補助対象期間

補助対象と認める期間については、以下ア及びイの期間を上限とし、かつ日本語学校又は介護福祉士養成施設から提出される書類により、在籍又は卒業していることを証明できる期間に限る。

但し、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した者については、その当該年の３月までを補助対象期間とする。

ア 日本語学校修学の場合

１年以内とする。

イ 介護福祉士養成施設修学の場合

当該養成施設の正規の修学期間を上限とする。

但し、休学期間は対象期間から除くものとし、補助金は支給しない。なお、病気等の真にやむを得ないと認められる事由により留年した期間中については対象期間に含める。

（４）補助対象となる日本語学校

補助対象となる日本語学校は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成２年法務省告示第１４５号）別表第１～別表第３に定める日本語教育機関であって、以下ア及びイのいずれにも該当するものとする。

ア 地方出入国管理局から、日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁平成２８年７月２２日策定、令和７年６月１日一部改定。以下「告示基準」という。）第１条第８号ニに規定する適正校でない旨の通知を過去３年間受けていないこと。

イ 各年度の課程修了の認定を受けた者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年１０月１日以降に入学した者に限る。以下同じ。）のうち、大学等への進学者の数、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年１０月４日政令第３１９号）別表第１の１の表若しくは第１の２の表上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)のＡ２相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が、過去３年間７割を超えていること。

（５）奨学金の返還

事業者が留学生に奨学金を支給したが、日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、事業者から県への補助金返還は生じない。

なお、補助金の交付を受けた後において、留学生に支給した額の全額が返還された場合にあっては、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

2 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

- ア この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するため、奨学金の貸与（給付）規程を定めること。
- イ 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- オ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- カ 補助事業を完了した場合（当該留学生が当該年度の学年の課程を修了したとき）は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

3 申請手続

（1）申請書類

補助金の交付を受けようとする事業者は、以下の書類を郵送又は持参及び電子メールにより提出すること。（提出された書類は原則として返却しない。）

提出書類	提出方法
ア 交付申請書（様式1）	郵送又は持参
イ 経費所要額調書（様式1－2）	郵送又は持参
ウ 支出計画書（様式1－3）	郵送又は持参
エ 事業計画書（様式1－4）	郵送又は持参
オ 役員一覧（様式1－5）	電子メール
カ 奨学金等貸与（給付）規程の写し	郵送又は持参
キ 別紙 事業対象となる留学生の状況一覧表	郵送又は持参
ク 事業対象となる留学生全ての在留カードの写し	郵送又は持参
ケ 在学証明書（該当する留学生が在籍している日本語学校又は介護福祉士養成施設が発行するもの）	郵送又は持参
コ 留学生への貸与（給付）型奨学金の実施を確認できる書類	郵送又は持参
サ 日本語学校修学の場合、当該日本語学校が過去3年の間に地方出入国管理局から受けた、1（4）アの適正校である旨の通知の写し	郵送又は持参

シ 日本語学校修学の場合、当該日本語学校が告示基準第1条第4号の規定に基づき、過去3年の間に地方出入国管理局に提出した報告書の写し	郵送又は持参
ス このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料	郵送又は持参

※メールでの提出は、受付できませんので御留意ください。

※役員一覧は、下記のメールアドレス宛に提出してください。

(2) 申請期間

令和7年8月25日（月）～10月31日（金）※当日消印有効

4 実績報告

2のカの実績報告に当たっては、交付要綱第13条に定める実績報告書（様式6）のほか、以下の添付書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 経費所要額精算書（様式6-2）

イ 対象経費の精算額内訳（様式6-3）

ウ 事業実施状況報告書（様式6-4）

エ 補助対象事業の概要を示す写真

オ 別紙 事業対象となる留学生の状況一覧表

カ 事業対象となる留学生全ての在留カードの写し（申請時点から更新がある場合のみ）

キ 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書等の写し

ク 日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した場合は、卒業証明書（当該学校又は養成施設が発行するもの）

ケ 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、在学証明書（当該学校又は養成施設が発行するもの）

コ 日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学・休学している場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類

サ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

5 留意事項

(1) 奨学金の貸与（給付）規程について

事業者が2のアの奨学金の貸与（給付）規程を定めるに当たっては、以下ア及びイの要件を明らかにしておかなければならない。

ア 貸付対象（合理性、内部又は外部、特定の属性だけ対象となっていないか等）

イ 法人の手続き（選定方針、承認方法、債権管理、チェック体制等）

※新規に策定する場合は、福岡県のホームページに貸付規程のひな形を掲載しているので

参照すること。なお、貸与（給付）制度の運用に当たっては、法務省出入国在留管理庁が留意事項をまとめているので、確認の上、十分に留意すること。

<出入国在留管理庁ホームページ>

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00155.html

※出入国在留管理庁ホームページ一部抜粋※

1. 留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。
2. 返済条件として、在学中の返済が求められていないこと。
3. 返済条件として、貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。
4. 返済条件として、返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

なお、上記は一例であるため本補助金の申請にあたっては、必ず出入国在留管理庁ホームページを御参照願います。

（２）事業者が社会福祉法人である場合の社会福祉法人会計に係る留意点

外国人留学生が介護福祉士養成施設を卒業後に事業者において勤務する予定となっている場合は、「社会福祉法人の認可について」第１の２に規定する公益事業のうち、「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」に該当するものである。

なお、当該外国人留学生が、事業者において現にアルバイトをしている場合も同様である。

6 書類の提出及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7（福岡県庁 北棟 2 階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL：092-643-3327 FAX：092-643-3253

MAIL：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp